

NPO法人つなぐ 設立趣旨書

2014年1月、日本は障害者権利条約を批准し国内法が整備されてきましたが、現在も意思決定支援や成年後見制度利用促進について議論が続けられています。障がい者を取り巻く環境は少しずつ変わってきましたが、成年後見制度については、特に障がい者の利用は進んでいないのが現状です。障がいがあっても住み慣れた地域の中で本人らしく暮らし続けていくために、後見人等は大きな役割を担います。長期に渡る障がい者の後見期間に対応できることや担当者との相性も踏まえた対応が可能であることなど、法人後見にはメリットが多いことから障がい者団体等からは法人後見を望む声は多くあります。しかし、現状は法人後見実施団体が少なく、ニーズに応えきれていません。

発起人の何人かは、既存の法人後見実施団体（特定非営利活動法人よこはま成年後見つばさ）に所属し、チームで対応できる法人後見の優位性について実感しています。しかし、良い実践ができる範囲には限りがあることもわかりました。当事者やご家族は身近に背中を押してくれる人、一緒に手続きしてくれる人の存在がないと、申立までたどり着くことが困難ですが、そういった法人後見実施団体が身近にないのです。

障がい者の親なき後の問題が提起されて久しいですが、成年後見制度の利用に繋げるには、住み慣れた地域の中に、高齢者とは違う障がい者の特性、制度的な違いや意思決定支援の重要性などを理解し、気軽にワンストップで相談から受任まで担える障がい者に特化した法人が必要です。一般的には後見人等の活動は選任されてからスタートするので、どんな人が後見人等になるのか心配との声が多いのですが、相談から関わる法人後見であれば関係性を築いてからスタートできるので安心して繋がり、そこが最大のメリットと言えます。

地域の中にそうした法人があることで、障がい者支援機関、相談機関等と常に連携し、必要に応じて適切に制度利用へと繋ぐことができます。また、法律職が法人に加わることで困難事例や親なき後の財産管理面において、親の遺言、相続、家族信託等に対応することが可能となります。

私たちは当事者やご家族からのニーズを受けて障がい者の親なき後の問題や親の高齢化にも対応できるNPO法人の必要性を痛感し、次の事業を実施する障がい者権利擁護センターNPO法人つなぐを住み慣れた地域の中に設立します。

- ① 親なき後のワンストップ相談（成年後見制度、遺言、家族信託、死後事務委任等）
- ② 法人後見実施（相談、申立支援、法人後見受任）（親の任意後見）
- ③ 成年後見制度普及啓発
- ④ 親族後見人のサポート
- ⑤ その他の権利擁護事業（あんしんノートの普及活動等）
- ⑥ 地域包括ケアシステムに関する事業
- ⑦ 調査・研究

法人後見のチーム力を生かし、地域連携ネットワークを構築して信頼されるNPO法人を目指します。

2018年11月27日

NPO法人つなぐ

設立代表者 熊澤 美香